

## 10月1日から年金生活者支援給付金が始まります

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。消費税率が10%に引き上げとなる10月1日(火)から施行されます。

## ○給付金の種類(支給要件と給付額)

## 老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

【支給要件】 以下の支給要件をすべて満たしている方

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

【給付額】 5,000円(月額)

※年金保険料納付済月数、保険料免除期間、前年所得により給付金額が変わります

## 障害年金生活者支援給付金

【支給要件】 以下の支給要件をすべて満たしている方

- ①障害基礎年金を受けている
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※1」以下である

【給付額】 障害等級2級 = 5,000円(月額) / 障害等級1級 = 6,250円(月額)

## 遺族年金生活者支援給付金

【支給要件】 以下の支給要件をすべて満たしている方

- ①遺族基礎年金を受けている
- ②前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※1」以下である

【給付額】 5,000円(月額)

※1 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## ○請求方法

①4月1日時点で老齢、障害、遺族基礎年金を受給している方

支給要件を満たしている方には、9月頃に日本年金機構から請求手続きのご案内が届きます

②4月2日以降に老齢、障害、遺族基礎年金の受給を始める方

年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて給付金の認定請求の手続きを行ってください

給付金の受け取りには必ずご本人の請求が必要です

- ・振り込みは年金と同様、偶数月の中旬に前月分までが振り込まれます
- ・10月から施行のため、初回は10月分と11月分が12月中旬に振り込まれます

※12月までに請求をした場合は10月分からの支給となりますが、令和2年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となりますので、速やかに請求手続きを行ってください

## ○お問い合わせ

年金生活者支援給付金について詳しく知りたい方は、以下の番号へお問い合わせください。

- ・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 もしくは ☎03-6700-1165
- ・岡谷年金事務所 ☎0266-23-3661

※消費税率改正時の状況等により、記載されている内容が変更になる場合があります。